

指示事項（業務委託）

1 業務委託管理基準等

受注者は、当該業務委託の実施に当たっては、以下に示す最新の仕様書等を適用する。

- ・ 山口県業務委託仕様書
- ・
- ・

2 業務の仕様

当該業務委託の条件並びに仕様及び特記事項は、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書（業務委託）及び現場説明に対する質問回答書（業務委託）をいう。）及び入札用業務委託費内訳書のとおりとする。

3 法令の順守

- （１）受注者は、業務委託の実施に当たって関係法令を順守し、常に適切な管理を行うものとする。
- （２）受注者は、業務委託の実施に当たって、土砂等を運搬するときは、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）（過積載の防止等）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）（委託運送時の許可業者の使用等）等の関係法令を遵守すること。また、車両制限令（昭和３６年政令第２６５号）第３条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、事前に道路法（昭和２７年法律第１８０号）第４７条の２に基づく通行許可証の写しを監督職員に提出すること。
- （３）受注者は、業務委託に使用する車両について、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第４８条の規定による定期点検整備を確実に実施すること。

4 産業廃棄物

設計図書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量１トンあたり１，０００円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象とならなくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。

この業務委託から発生する建設廃棄物の処理施設は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）により許可を受けた施設とする。

5 市内資材又は市内代理店又は市内企業等の活用

受注者は、本市が展開する「やっぱり地元・大好き！下関運動」ｉｎ市役所の趣旨を踏まえ、実施する業務委託に要する資材の調達及び業務委託の一部が下請負人を必要とする業務委託に当たっては、市内資材又は市内代理店又は市内業者等の活用出来る限り協力すること。

6 テクリスの登録

受注者は、業務委託料１００万円以上の調査設計業務、地質調査業務、測量業務及び補償コンサルタント業務について、テクリス（測量調査設計業務実績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。））に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出すること。

なお、提出の期限は、以下のとおりとする。

- （１）受注時登録データの提出期限は、契約締結後１５日以内（土日・祝日を除く。）とする。

- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後15日以内（土日・祝日を除く。）とする。
- (3) 業務履行中に、受注時登録データのうち、委託期間、契約金額、管理技術者のいずれかに変更があった場合は、変更があった日から15日以内（土日・祝日を除く。）に変更データを提出すること。

7 PUBDISの登録

建築設計に係る業務については、業務委託料100万円以上の場合、業務完了後15日（ただし、土、日曜及び祝日等は除く）以内に公共建築設計者情報システム（PUBDIS）（（一社）公共建築協会（以下、「PBA」という。））に基づき、「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、PBAへ登録するとともに、PBA発行の業務カルテ受領書の写しを監督職員に提出すること。

8 暴力団等の排除

- (1) 受注者は、暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入（不当要求及び業務委託妨害をいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。
なお、報告を怠り、後に判明した場合は、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱別表1工事等措置要件「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、発注者は受注者に対し、指名停止措置を行うことができる。
- (2) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
- (3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。
- (4) 受注者は、不当介入により委託期間の延長が生じると認められる場合は、業務委託契約書の規定に基づき、発注者に委託期間延長等の請求を行うこと。

9 下関市環境方針

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実施することとしている。この取り組みには受注者の協力が不可欠であり、当該業務関係者の業務管理や業務実施などにあたり、受注者は、本制度の趣旨を理解し、下記項目について努めること。

- (1) 環境法令について
受注者は、業務の実施に当たっては、環境関連法令を尊重し、常に適切な管理を行うものとする。
- (2) 事故発生時の対応
受注者は、業務中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずると同時に監督職員へ報告し、その後事故内容（原因、経過、被害等）を速やかに報告書として提出すること。
- (3) 苦情発生時の対応
受注者は、業務に関する苦情を受け付けた場合は、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずると同時に監督職員へ報告し、その後苦情内容（苦情者、原因、経過等）を速やかに報告書として提出すること。
- (4) 業務に関する配慮事項
 - ア 生活環境対策
低騒音・振動型の建設機械の利用や業務時間帯の制限により、防音・防振対策に努めること。

排出ガス対策型の建設機械の使用により大気汚染防止に努めること。

濁水が直接河川や海域に流出しないよう努めること。

イ 自然環境対策

土壌、土砂が河川や海域に流出しないよう努めること。

土砂の崩壊、流出防備に努めること。

周辺の自然性の高い植生に影響を及ぼさないよう配慮すること。

周辺の動物に影響を及ぼさないよう配慮すること。

ウ 都市・歴史環境対策

美しい街の緑や、巨木、古木に影響を及ぼさないよう配慮すること。

埋蔵文化財包蔵地における業務に当たっては事前に発掘調査による記録 保存を行い、貴重なものは保存活用を図ること。

周辺の歴史的建造物に影響を及ぼさないよう配慮すること。

エ 上記以外においても、著しい環境側面に関する事項があれば、監督職員と協議のうえ、環境に影響を及ぼさないよう配慮すること。

(5) その他

受注者は、上記項目を踏まえた環境対策について業務計画書内に記載すること。

10 個人情報取扱特記事項

(1) 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(2) 秘密の保持

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(3) 収集の制限

受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(4) 目的外利用及び提供の禁止

受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(5) 適正管理

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(6) 複写又は複製の禁止

受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(7) 再委託の禁止

受注者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(8) 資料等の返還等

受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(9) 事故発生時における報告

受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

11 ウィークリースタンスの推進

業務の実施にあたっては、「下関市上下水道局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むこと。

※ 特記事項

下記事項について該当がある場合には、必要に応じ「工事」を「業務」に読み替えるなどして、適宜対応すること。

- (1) 管理技術者及び照査技術者については、最新の「山口県業務委託共通仕様書」によることとし、配置要件については別紙1のとおりとする。

なお、業務に該当する選択科目及び部門は「下水道」とすること。また、資格要件(別紙2)の資格とは別に、「下水道法第22条に規定する資格を有する者」も該当資格とする。さらに、国土交通省登録技術者資格における資格が対象とする区分は以下のとおりとする。

資格が対象とする区分		
施設分野	業務	知識・技術を求める者
下水道	計画・調査・設計	管理技術者

- (2) 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定め(見積り上の参考資料として示す代価表や参考図は特別の定めにならない。)がある場合を除き、受注者の責任において定める。

その内容については、工事に着手するまでに施工計画書により監督職員へ提出する。

- (3) 受注者は、工事に先立ち下記事項について事前調査を行い、十分現状を把握した後、工事に着手すること。

a. 地下埋設物 b. 架空線 c. 周辺施設(学校・病院等) d. 道路及び河川状況 e. 家屋
f. 汚水桝設置確認 g. 井戸 h. 用地確保 i. その他(地盤条件等)

- (4) 地下埋設物等の影響により設計図書通りに施工する事が困難な場合には、直ちにその詳細について理由書及び調査データを提出の上、監督職員と協議し、指示を受ける。

- (5) 受注者は、関係官公庁、その他の者に対する必要な申請手続きは速やかに行い、工事に支障の無いよう努めること。なお、手続きに要する費用は受注者の負担とする。

- (6) 工事用電力及び用水は、特別の定めがある場合を除き受注者の負担とする。

- (7) 近接工事及び関連工事がある場合は、工事の進捗に支障の無いよう業者間で工程の打合わせを十分に行い、その内容について監督職員の確認を得ること。

- (8) 本工事のために資機材の保管場所及び仮置場並びに現場事務所を設置する場合は、特別の定めがある場合を除き、受注者の負担により設置する。

- (9) 本工事が鉄道の近接工事に該当する場合は、列車の安全な運行を確保するため、当該鉄道管理者の指示に基づき、鉄道施設協会が認定した「工事管理者」や「列車見張員」を配置すること。

- (10) 公衆災害の防止について

①作業場の内外は常に整理整頓し、塵埃等により周辺に迷惑の及ぶ事のないよう注意すること。特に民地等に隣接した作業場において、機械・材料等の仮置きには十分配慮し、緊急時に支障とならない状態にしておかなければならない。(例:作業場周辺の民地に無断で立入り昼食をとること、ゴミを放置すること等の行為をしてはならない。)

- ②作業場の周辺環境に配慮するとともに、作業場周辺における住民の生活環境の保全に努め、住民との良好な関係を保つこと。(例：看板設置や資器材の仮置きで住民家屋に損傷を与えてはならない。)
- ③作業場内及びその周辺の安全巡視を励行し、事故防止施設の整備及びその維持管理に努めること。(例：路面段差や陥没についてよく注意を図り、事故等の無いようにすること。)

(11) 道路使用条件の遵守について

- ①警察署、道路管理者等から指示を受けた作業時間を必ず守り、日々交通規制の早期開放に努めること。また、国・県道では特に作業時間の制約を受けるので注意すること。
- ②埋戻し後は、路面の平滑性を確保するため即日仮復旧を施すこと。また、本舗装を施工するまでは、仮舗装の状況を常時点検し、凹凸のないよう心がけること。特に降雨時等には巡回し、必要に応じ監督職員に状況を報告すること。
- ③歩行者の安全確保及び円滑な交通誘導を行うため、道路工事現場に精通した交通誘導員(警備業法第2条第4項に規定する警備員であること)を配置すること。
また、工事箇所が特定の路線及び区間に該当する場合は、検定合格警備員の配置が義務づけられているので、遵守すること。

(12) 受注者は設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果品を完成通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。

なお、提出部数等については次のとおりとする。

- ①報告書及び設計図製本(A4版) …… 2部
- ②電子データ(DVDまたはCD等) …… 1枚
- ③図面データは「CAD図面標準化仕様書(下水道編)」により作成すること。

土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の配置要件

別紙 1

業務の種類	管理技術者	照査技術者
☒ 設計業務	配置すること	業務中に照査が含まれる場合、 照査技術者を配置する
☒ 測量業務	配置すること	業務中に照査が含まれる場合、 照査技術者を配置する または ※1の際には、精度管理を照査 と読み替えるとともに、照査技 術者を配置する
☐ 地質・土質調査業務	配置すること	業務中に照査が含まれる場合、 照査技術者を配置する
☐ 用地調査等業務	配置すること	配置しない
☐ 積算業務	配置すること	配置しない
☐ 工事監督支援業務	配置すること	配置しない

※1 山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査要領による低入札価格調査の対象
であるとともに、調査基準価格を下回った者と契約を行う場合

土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の資格要件

○ 設計業務

技術者の 配置	管理技術者	照査技術者
	配置する	配置する・配置しない
資格要件	技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第2条に規定する技術士[総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門]、国土交通省登録技術者資格[資格が対象とする区分(施設分野等一業務)は特記仕様書による]、一般社団法人建設コンサルタント協会が付与するシビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)^{注1}[業務に該当する専門技術部門]、建設コンサルタント登録規程に基づく技術管理者[業務に該当する登録部門]、土木学会認定技術者資格制度に基づく土木学会認定技術者[業務に該当する資格分野]^{注1}の資格保有者又は「これと同等の能力と経験を有する者」^{注2} ただし、業務委託金額が 100万円未満の場合は、資格を問わない。 (発注者が指定した重要構造物設計業務等は除く) 注1) 特記仕様書で国土交通省登録技術者資格として指定する分野を除く 注2) 「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、過去10年に完成した委託料の額が100万円以上の同種又は類似業務において、管理技術者として従事した実務経験(1件以上)を有する者	管理技術者資格と同等で、 <u>兼任はできない</u>

※ 本業務で求める資格

- ・技術士の部門： _____ 部門
(技術士の総合技術監理部門については、上記部門に該当する選択科目とする。)
 - ・RCCMの専門技術部門： _____ 部門
 - ・国土交通省登録技術資格： 別紙 3 による
 - ・技術管理者の登録部門： _____ 部門
 - ・土木学会認定技術者①： _____ 分野
 - ・土木学会認定技術者②： _____ 分野
- ①: 特別上級技術者、上級技術者(コース A)、1級技術者(コース A)

②: 上級技術者(コース B)、1級技術者(コース B)

国土交通省登録技術者資格
(管理技術者、照査技術者)

別紙3－1

(令和7年4月1日以降適用)

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事務を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者 ※2				
1	(一)点検・診断等業務	土木機械設備	診断	管理技術者	RCCM(機械)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第2回	第51号
2	(一)点検・診断等業務	土木機械設備	診断	管理技術者	1級ポンプ施設管理技術者	(一社)河川ポンプ施設技術協会	第2回	第52号
3	(一)点検・診断等業務	公園施設(遊具)	点検	管理技術者	公園施設点検管理士	(一社)日本公園施設業協会	第2回	第53号
4	(一)点検・診断等業務	公園施設(遊具)	診断	管理技術者	公園施設点検管理士	(一社)日本公園施設業協会	第2回	第55号
5	(一)点検・診断等業務	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	河川技術者資格(河川維持管理技術者)	(一財)河川技術者教育振興機構	第4回	第212号
6	(一)点検・診断等業務	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第4回	第213号
7	(一)点検・診断等業務	下水道管路施設	点検・診断	管理技術者	下水道管路管理主任技士	(公社)日本下水道管路管理業協会	第3回	第162号
8	(一)点検・診断等業務	砂防設備	点検・診断	管理技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第1回	第1号
9	(一)点検・診断等業務	砂防設備	点検・診断	管理技術者	砂防・急傾斜管理技術者	(公社)砂防学会	第2回	第58号
10	(一)点検・診断等業務	地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第1回	第2号
11	(一)点検・診断等業務	地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者	地すべり防止工事士	(一社)斜面防災対策技術協会	第1回	第3号
12	(一)点検・診断等業務	急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第1回	第4号
13	(一)点検・診断等業務	急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者	地すべり防止工事士	(一社)斜面防災対策技術協会	第2回	第59号
14	(一)点検・診断等業務	急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者	砂防・急傾斜管理技術者	(公社)砂防学会	第2回	第60号
15	(一)点検・診断等業務	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	海洋・港湾構造物維持管理士	(一財)沿岸技術研究センター	第1回	第5号
16	(一)点検・診断等業務	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第1回	第6号
17	(一)点検・診断等業務	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	上級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第1回	第7号
18	(一)点検・診断等業務	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	上級土木技術者(海岸・海洋)コースA	(公社)土木学会	第1回	第8号
19	(一)点検・診断等業務	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	1級土木技術者(海岸・海洋)コースB	(公社)土木学会	第3回	第163号
20	(一)点検・診断等業務	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	1級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第3回	第164号
21	(一)点検・診断等業務	港湾施設	計画策定(維持管理)	管理技術者	海洋・港湾構造物維持管理士	(一財)沿岸技術研究センター	第1回	第47号
22	(一)点検・診断等業務	港湾施設	計画策定(維持管理)	管理技術者	RCCM(港湾及び空港)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第4回	第246号
23	(一)点検・診断等業務	港湾施設	点検・診断	管理技術者	海洋・港湾構造物維持管理士	(一財)沿岸技術研究センター	第1回	第48号
24	(一)点検・診断等業務	港湾施設	点検・診断	管理技術者	RCCM(港湾及び空港)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第4回	第245号
25	(一)点検・診断等業務	港湾施設	設計(維持管理)	管理技術者	海洋・港湾構造物維持管理士	(一財)沿岸技術研究センター	第1回	第49号
26	(一)点検・診断等業務	港湾施設	設計(維持管理)	管理技術者	海洋・港湾構造物設計士	(一財)沿岸技術研究センター	第1回	第50号
27	(一)点検・診断等業務	港湾施設	設計(維持管理)	管理技術者	RCCM(港湾及び空港)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第4回	第247号
28	(一)点検・診断等業務	空港施設	点検・診断	管理技術者	空港土木施設点検評価技士	(一財)港湾空港総合技術センター	第2回	第99号
29	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	地質調査技士資格(現場技術・管理部門)	(一社)全国地質調査業協会連合会	第2回	第100号
30	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	地質調査技士資格(現場調査部門)	(一社)全国地質調査業協会連合会	第2回	第101号
31	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	地質調査技士資格(土壌・地下水汚染部門)	(一社)全国地質調査業協会連合会	第2回	第102号
32	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	応用地形判読士資格(応用地形判読士)	(一社)全国地質調査業協会連合会	第2回	第103号
33	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	応用地形判読士資格(応用地形判読士補)	(一社)全国地質調査業協会連合会	第2回	第104号
34	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	RCCM(地質)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第2回	第105号
35	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	RCCM(土質及び基礎)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第2回	第106号
36	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	港湾海洋調査士(土質・地質調査)	(一社)海洋調査協会	第2回	第107号
37	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	地すべり防止工事士	(一社)斜面防災対策技術協会	第2回	第108号
38	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	上級土木技術者(地盤・基礎)コースA	(公社)土木学会	第3回	第199号
39	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	1級土木技術者(地盤・基礎)コースA	(公社)土木学会	第3回	第200号
40	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	上級土木技術者(地盤・基礎)コースB	(公社)土木学会	第3回	第201号

国土交通省登録技術者資格
(管理技術者、照査技術者)

別紙3－1

(令和7年4月1日以降適用)

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事務を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者 ※2				
41	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	1級土木技術者(地盤・基礎)コースB	(公社)土木学会	第4回	第248号
42	(二)計画・調査・設計業務	宅地防災	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	地盤品質判定士	地盤品質判定士協議会	第4回	第249号
43	(二)計画・調査・設計業務	建設環境	調査	管理技術者	RCCM(建設環境)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第109号
44	(二)計画・調査・設計業務	建設環境	調査	管理技術者	環境アセスメント士認定資格	(一社)日本環境アセスメント協会	第2回	第110号
45	(二)計画・調査・設計業務	建設環境	調査	管理技術者	1級ビオトープ施工管理士	(公財)日本生態系協会	第4回	第250号
46	(二)計画・調査・設計業務	建設環境	調査	管理技術者	1級ビオトープ計画管理士	(公財)日本生態系協会	第4回	第251号
47	(二)計画・調査・設計業務	建設環境	調査	管理技術者	自然再生士	(一財)日本緑化センター	第6回	第319号
48	(二)計画・調査・設計業務	電気施設・通信施設・制御処理システム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(電気電子)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第111号
49	(二)計画・調査・設計業務	建設機械	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(機械)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第112号
50	(二)計画・調査・設計業務	土木機械設備	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(機械)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第113号
51	(二)計画・調査・設計業務	都市計画及び地方計画	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(都市計画及び地方計画)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第114号
52	(二)計画・調査・設計業務	都市公園等	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	登録ランドスケープアーキテクト	(一社)ランドスケープコンサルタント協会	第2回	第115号
53	(二)計画・調査・設計業務	都市公園等	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(造園)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第116号
54	(二)計画・調査・設計業務	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第117号
55	(二)計画・調査・設計業務	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(河川・流域)コースB	(公社)土木学会	第2回	第118号
56	(二)計画・調査・設計業務	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(河川・流域)コースB	(公社)土木学会	第3回	第202号
57	(二)計画・調査・設計業務	下水道	計画・調査・設計	管理技術者	RCCM(下水道)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第119号
58	(二)計画・調査・設計業務	砂防	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第120号
59	(二)計画・調査・設計業務	砂防	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	砂防・急傾斜管理技術者	(公社)砂防学会	第2回	第121号
60	(二)計画・調査・設計業務	地すべり対策	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第122号
61	(二)計画・調査・設計業務	地すべり対策	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	地すべり防止工事士	(一社)斜面防災対策技術協会	第2回	第123号
62	(二)計画・調査・設計業務	急傾斜地崩壊等対策	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第124号
63	(二)計画・調査・設計業務	急傾斜地崩壊等対策	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	地すべり防止工事士	(一社)斜面防災対策技術協会	第2回	第125号
64	(二)計画・調査・設計業務	急傾斜地崩壊等対策	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	砂防・急傾斜管理技術者	(公社)砂防学会	第2回	第126号
65	(二)計画・調査・設計業務	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第127号
66	(二)計画・調査・設計業務	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第2回	第128号
67	(二)計画・調査・設計業務	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(海岸・海洋)コースB	(公社)土木学会	第2回	第129号
68	(二)計画・調査・設計業務	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	海洋・港湾構造物設計士	(一財)沿岸技術研究センター	第2回	第130号
69	(二)計画・調査・設計業務	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第3回	第203号
70	(二)計画・調査・設計業務	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(海岸・海洋)コースB	(公社)土木学会	第3回	第204号
71	(二)計画・調査・設計業務	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第131号
72	(二)計画・調査・設計業務	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第2回	第132号
73	(二)計画・調査・設計業務	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(海岸・海洋)コースB	(公社)土木学会	第2回	第133号
74	(二)計画・調査・設計業務	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(深淺測量)	(一社)海洋調査協会	第2回	第134号
75	(二)計画・調査・設計業務	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(危険物探査)	(一社)海洋調査協会	第2回	第135号
76	(二)計画・調査・設計業務	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(気象・海象調査)	(一社)海洋調査協会	第2回	第136号
77	(二)計画・調査・設計業務	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(土質・地質調査)	(一社)海洋調査協会	第2回	第137号
78	(二)計画・調査・設計業務	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(環境調査)	(一社)海洋調査協会	第2回	第138号
79	(二)計画・調査・設計業務	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第3回	第205号
80	(二)計画・調査・設計業務	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(海岸・海洋)コースB	(公社)土木学会	第3回	第206号

国土交通省登録技術者資格

(管理技術者、照査技術者)

(令和7年4月1日以降適用)

別紙3-1

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事務を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者 ※2				
81	(二)計画・調査・設計業務	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(道路)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第2回	第139号
82	(二)計画・調査・設計業務	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(交通)コースA	(公社)土木学会	第2回	第140号
83	(二)計画・調査・設計業務	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	交通工学研究会認定TOE	(一社)交通工学研究会	第2回	第141号
84	(二)計画・調査・設計業務	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(交通)コースA	(公社)土木学会	第3回	第207号
85	(二)計画・調査・設計業務	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(交通)コースB	(公社)土木学会	第3回	第208号
86	(二)計画・調査・設計業務	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(交通)コースB	(公社)土木学会	第3回	第209号
87	(二)計画・調査・設計業務	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(鋼構造及びコンクリート)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第2回	第142号
88	(二)計画・調査・設計業務	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(土質及び基礎)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第2回	第143号
89	(二)計画・調査・設計業務	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(橋梁)コースB	(公社)土木学会	第2回	第144号
90	(二)計画・調査・設計業務	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(橋梁)コースB	(公社)土木学会	第3回	第210号
91	(二)計画・調査・設計業務	トンネル	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(トンネル)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第2回	第145号
92	(二)計画・調査・設計業務	トンネル	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(トンネル・地下)コースB	(公社)土木学会	第2回	第146号
93	(二)計画・調査・設計業務	トンネル	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(トンネル・地下)コースB	(公社)土木学会	第3回	第211号
94	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(全般)	管理技術者・照査技術者	RCCM(港湾及び空港)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第2回	第147号
95	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(深浅測量・水路測量)	管理技術者・照査技術者	1級水路測量技術(沿岸)	(一財)日本水路協会	第2回	第148号
96	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(深浅測量・水路測量)	管理技術者・照査技術者	1級水路測量技術(港湾)	(一財)日本水路協会	第2回	第149号
97	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(深浅測量・水路測量)	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(深浅測量)	(一社)海洋調査協会	第2回	第150号
98	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(磁気探査)	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(危険物探査)	(一社)海洋調査協会	第2回	第151号
99	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(潜水探査)	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(危険物探査)	(一社)海洋調査協会	第2回	第152号
100	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(気象・海象調査)	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(気象・海象調査)	(一社)海洋調査協会	第2回	第153号
101	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(海洋地質・土質調査)	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(土質・地質調査)	(一社)海洋調査協会	第2回	第154号
102	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(海洋環境調査)	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(環境調査)	(一社)海洋調査協会	第2回	第155号
103	(二)計画・調査・設計業務	港湾	設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(港湾及び空港)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第2回	第159号
104	(二)計画・調査・設計業務	港湾	設計	管理技術者・照査技術者	海洋・港湾構造物設計士	(一財)沿岸技術研究センター	第2回	第160号
105	(二)計画・調査・設計業務	空港	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(港湾及び空港)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第2回	第161号
106	(二)計画・調査・設計業務	都市計画及び地方計画	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	認定都市プランナー	(一社)都市計画コンサルタント協会	第7回	第327号
107	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(全般)	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(総合部門)	(一社)海洋調査協会	第7回	第328号
108	(一)点検・診断等業務	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	上級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第8回	第329号
109	(一)点検・診断等業務	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	上級土木技術者(河川・流域)コースB	(公社)土木学会	第8回	第330号
110	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	土壌環境監理士	(一社)土壌環境センタ	第8回	第350号
111	(二)計画・調査・設計業務	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第8回	第351号
112	(二)計画・調査・設計業務	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第8回	第352号
113	(二)計画・調査・設計業務	下水道	計画・調査・設計	管理技術者	管更生技士(下水道)	(一社)日本管更生技術協会	第8回	第353号
114	(二)計画・調査・設計業務	下水道	計画・調査・設計	管理技術者	下水道管路管理総合技士	(公社)日本下水道管路管理業協会	第9回	第364号
115	(二)計画・調査・設計業務	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	建造物保全監理士(橋梁)	(一社)国際建造物保全技術協会	第9回	第365号
116	(二)計画・調査・設計業務	トンネル	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	建造物保全監理士(トンネル)	(一社)国際建造物保全技術協会	第9回	第366号
117	(二)計画・調査・設計業務	地籍調査	調査	管理技術者又は主任技術者	地籍総合技術監理者資格	(一社)日本国土調査測量協会	第10回	第384号
118	(二)計画・調査・設計業務	地籍調査	調査	管理技術者又は主任技術者	地籍調査管理技術者資格	(一社)日本国土調査測量協会	第10回	第385号
119	(二)計画・調査・設計業務	地籍調査	調査	管理技術者又は主任技術者	地籍工程管理士資格(地籍調査部門)	(公社)全国国土調査協会	第10回	第386号
120	(二)計画・調査・設計業務	舗装	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	舗装診断士	(一社)日本道路建設業協会	第10回	第388号

国土交通省登録技術者資格
(管理技術者、照査技術者)

別紙3－1

(令和7年4月1日以降適用)

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事務を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者 ※2				
121	(三) 横断型業務	全施設	測量(UAV測量)	管理技術者又は主任技術者	ドローン測量管理士	(一社)ドローン測量教育研究機構	第10回	第389号
122	(一) 点検・診断等業務	水道施設(水道管路施設を除く)	点検・診断	管理技術者	水道浄水施設管理技士1級	(公社)日本水道協会	第11回	第392号
123	(一) 点検・診断等業務	水道施設(水道管路施設を除く)	点検・診断	管理技術者	水道浄水施設管理技士2級	(公社)日本水道協会	第11回	第393号
124	(一) 点検・診断等業務	水道管路施設(バルブ・その他の管路付属設備を含む)	点検・診断	管理技術者	水道管路施設管理技士1級	(公社)日本水道協会	第11回	第394号
125	(一) 点検・診断等業務	水道管路施設(バルブ・その他の管路付属設備を含む)	点検・診断	管理技術者	水道管路施設管理技士2級	(公社)日本水道協会	第11回	第395号
126	(二) 計画・調査・設計業務	水道	計画・調査・設計	管理技術者又は主任技術者	RCCM(上水道及び工業用水道)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第11回	第397号
127	(二) 計画・調査・設計業務	水道	計画・調査・設計	管理技術者又は主任技術者	水道浄水施設管理技士1級	(公社)日本水道協会	第11回	第398号
128	(二) 計画・調査・設計業務	水道	計画・調査・設計	管理技術者又は主任技術者	水道浄水施設管理技士2級	(公社)日本水道協会	第11回	第399号
129	(二) 計画・調査・設計業務	水道	計画・調査・設計	管理技術者又は主任技術者	水道管路施設管理技士1級	(公社)日本水道協会	第11回	第400号
130	(二) 計画・調査・設計業務	水道	計画・調査・設計	管理技術者又は主任技術者	水道管路施設管理技士2級	(公社)日本水道協会	第11回	第401号
131	(三) 横断型業務	全施設	データ管理(BIM/CIM)	管理技術者又は主任技術者	BIM/CIM管理技士	(公財)日本建設情報技術センター	第11回	第402号

○ここに記載のある資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号)」に基づいて、技術者資格登録簿に登録された資格の一覧です。

- ※1: 資格が対象とする区分
- : 別表に掲げる施設分野等、業務及び知識・技術を求める者の区分
- ※2: 知識・技術を求める者
- : 配置可能な技術者(公共工事に関する調査及び設計に関する業務を行う者であって、一定以上の水準の知識及び技術を備えている必要性が高いもの)
- ※3: 登録時期
- : (第1回)平成27年1月26日登録、(第2回)平成28年2月24日登録、(第3回)平成29年2月24日登録
(第4回)平成30年2月27日登録、(第5回)平成31年1月31日登録、(第6回)令和2年2月5日登録、(第7回)令和3年2月10日登録
(第8回)令和4年2月22日登録、(第9回)令和5年2月13日登録、(第10回)令和6年2月15日登録、(第11回)令和7年2月14日登録

国土交通省登録技術者資格

(担当技術者)

(令和7年4月1日以降適用)

別紙3-2

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事務を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者 ※2				
1	(一)点検・診断等業務	公園施設(遊具)	点検	担当技術者	公園施設点検技士	(一社)日本公園施設業協会	第2回	第54号
2	(一)点検・診断等業務	公園施設(遊具)	診断	担当技術者	公園施設点検技士	(一社)日本公園施設業協会	第2回	第56号
3	(一)点検・診断等業務	堤防・河道	点検・診断	担当技術者	河川技術者資格(河川点検士)	(一財)河川技術者教育振興機構	第4回	第214号
4	(一)点検・診断等業務	堤防・河道	点検・診断	担当技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタント協会	第4回	第215号
5	(一)点検・診断等業務	下水道管路施設	点検	担当技術者	下水道管路管理専門技士調査部門	(公社)日本下水道管路管理業協会	第2回	第57号
6	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	道路橋点検士	(一財)橋梁調査会	第1回	第9号
7	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	RCCM(鋼構造及びコンクリート)	(一社)建設コンサルタント協会	第1回	第10号
8	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	一級構造物診断士	(一社)日本構造物診断技術協会	第1回	第11号
9	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	二級構造物診断士	(一社)日本構造物診断技術協会	第1回	第12号
10	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	土木鋼構造診断士	(一社)日本鋼構造協会	第1回	第13号
11	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	土木鋼構造診断士補	(一社)日本鋼構造協会	第1回	第14号
12	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	上級土木技術者(橋梁)コースB	(公社)土木学会	第1回	第15号
13	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	1級土木技術者(橋梁)コースB	(公社)土木学会	第1回	第16号
14	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	特定道守コース	国立大学法人長崎大学	第1回	第17号
15	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	道守コース	国立大学法人長崎大学	第1回	第18号
16	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	道守補コース	国立大学法人長崎大学	第1回	第19号
17	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	コンクリート診断士	(公社)日本コンクリート工学会	第2回	第61号
18	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	主任点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第2回	第62号
19	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第2回	第63号
20	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	橋梁点検士	国立大学法人名古屋大学	第2回	第64号
21	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	インフラ調査士橋梁(鋼橋)	(一社)日本非破壊検査工業会	第2回	第65号
22	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人岐阜大学	第2回	第66号
23	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	道路橋点検士補	(一財)橋梁調査会	第2回	第67号
24	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	土木設計技士	(職訓)全国建設産業教育訓練協会	第2回	第68号
25	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA	(公社)土木学会	第3回	第165号
26	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA	(公社)土木学会	第3回	第166号
27	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB	(公社)土木学会	第3回	第167号
28	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人愛媛大学	第3回	第168号
29	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	国立大学法人山口大学	第3回	第169号
30	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	橋梁点検技術者	独立行政法人国立高等専門学校機構	第3回	第170号
31	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第3回	第171号
32	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	高速道路点検士(土木)	(公財)高速道路調査会	第4回	第216号
33	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第4回	第217号
34	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB	(公社)土木学会	第4回	第218号
35	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	ふくしまME(基礎)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第5回	第252号
36	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	構造物の補修・補強技士	(一社)リペア会	第5回	第253号
37	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	ブリッジインスペクター	琉球大学工学部附属地域創生研究センター	第5回	第254号
38	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	ふくしまME(保全)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第6回	第289号
39	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	RCCM(鋼構造及びコンクリート)	(一社)建設コンサルタント協会	第1回	第20号
40	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	土木鋼構造診断士	(一社)日本鋼構造協会	第1回	第21号
41	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	上級土木技術者(橋梁)コースB	(公社)土木学会	第1回	第22号

国土交通省登録技術者資格

(担当技術者)

(令和7年4月1日以降適用)

別紙3-2

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事務を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者 ※2				
42	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	特定道守(鋼構造)コース	国立大学法人長崎大学	第1回	第23号
43	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	道守コース	国立大学法人長崎大学	第1回	第24号
44	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	一級構造物診断士	(一社)日本構造物診断技術協会	第2回	第69号
45	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	コンクリート診断士	(公社)日本コンクリート工学会	第2回	第70号
46	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	主任点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第2回	第71号
47	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第2回	第72号
48	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人岐阜大学	第2回	第73号
49	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA	(公社)土木学会	第3回	第172号
50	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB	(公社)土木学会	第3回	第173号
51	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	橋梁診断士	国立大学法人名古屋大学	第3回	第174号
52	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人愛媛大学	第3回	第175号
53	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	国立大学法人山口大学	第3回	第176号
54	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第3回	第177号
55	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第4回	第219号
56	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	構造物の補修・補強技士	(一社)リペア会	第5回	第255号
57	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	ふくしまME(保全)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第6回	第290号
58	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	道路橋点検士	(一財)橋梁調査会	第1回	第25号
59	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	RCCM(鋼構造及びコンクリート)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第1回	第26号
60	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	一級構造物診断士	(一社)日本構造物診断技術協会	第1回	第27号
61	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	二級構造物診断士	(一社)日本構造物診断技術協会	第1回	第28号
62	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	コンクリート構造診断士	(公社)プレストレストコンクリート工学会	第1回	第29号
63	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	プレストレストコンクリート技士	(公社)プレストレストコンクリート工学会	第1回	第30号
64	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	上級土木技術者(橋梁)コースB	(公社)土木学会	第1回	第31号
65	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	1級土木技術者(橋梁)コースB	(公社)土木学会	第1回	第32号
66	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	コンクリート診断士	(公社)日本コンクリート工学会	第1回	第33号
67	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	特定道守コース	国立大学法人長崎大学	第1回	第34号
68	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	道守コース	国立大学法人長崎大学	第1回	第35号
69	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	道守補コース	国立大学法人長崎大学	第1回	第36号
70	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	主任点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第2回	第74号
71	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第2回	第75号
72	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	橋梁点検士	国立大学法人名古屋大学	第2回	第76号
73	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	インフラ調査士橋梁(コンクリート橋)	(一社)日本非破壊検査工業会	第2回	第77号
74	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人岐阜大学	第2回	第78号
75	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	道路橋点検士補	(一財)橋梁調査会	第2回	第79号
76	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	土木設計技士	(職訓)全国建設産業教育訓練協会	第2回	第80号
77	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA	(公社)土木学会	第3回	第178号
78	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA	(公社)土木学会	第3回	第179号
79	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB	(公社)土木学会	第3回	第180号
80	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人愛媛大学	第3回	第181号
81	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	国立大学法人山口大学	第3回	第182号
82	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	橋梁点検技術者	独立行政法人国立高等専門学校機構	第3回	第183号

国土交通省登録技術者資格

(担当技術者)

(令和7年4月1日以降適用)

別紙3-2

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事務を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者 ※2				
83	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第3回	第184号
84	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	高速道路点検士(土木)	(公財)高速道路調査会	第4回	第220号
85	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第4回	第221号
86	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	建造物保全技術者	(一社)国際建造物保全技術協会	第4回	第222号
87	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB	(公社)土木学会	第4回	第223号
88	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	ふくしまME(基礎)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第5回	第256号
89	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	構造物の補修・補強技士	(一社)リペア会	第5回	第257号
90	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	ブリッジインスペクター	琉球大学工学部附属地域創生研究センター	第5回	第258号
91	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	土木鋼構造診断士	(一社)日本鋼構造協会	第5回	第259号
92	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	土木鋼構造診断士補	(一社)日本鋼構造協会	第5回	第260号
93	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	ふくしまME(保全)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第6回	第291号
94	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	RCCM(鋼構造及びコンクリート)	(一社)建設コンサルタツツ協会	第1回	第37号
95	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	コンクリート構造診断士	(公社)プレストレストコンクリート工学会	第1回	第38号
96	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	上級土木技術者(橋梁)コースB	(公社)土木学会	第1回	第39号
97	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	特定道守(コンクリート構造)コース	国立大学法人長崎大学	第1回	第40号
98	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	道守コース	国立大学法人長崎大学	第1回	第41号
99	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	一級構造物診断士	(一社)日本構造物診断技術協会	第2回	第81号
100	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	コンクリート診断士	(公社)日本コンクリート工学会	第2回	第82号
101	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	主任点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第2回	第83号
102	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第2回	第84号
103	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人岐阜大学	第2回	第85号
104	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA	(公社)土木学会	第3回	第185号
105	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB	(公社)土木学会	第3回	第186号
106	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	橋梁診断士	国立大学法人名古屋大学	第3回	第187号
107	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人愛媛大学	第3回	第188号
108	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	国立大学法人山口大学	第3回	第189号
109	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第3回	第190号
110	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第4回	第224号
111	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	建造物保全上級技術者	(一社)国際建造物保全技術協会	第4回	第225号
112	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	構造物の補修・補強技士	(一社)リペア会	第5回	第261号
113	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	土木鋼構造診断士	(一社)日本鋼構造協会	第5回	第262号
114	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	ふくしまME(保全)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第6回	第292号
115	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	RCCM(トンネル)	(一社)建設コンサルタツツ協会	第1回	第42号
116	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	特定道守コース	国立大学法人長崎大学	第1回	第43号
117	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	道守コース	国立大学法人長崎大学	第1回	第44号
118	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	道守補コース	国立大学法人長崎大学	第1回	第45号
119	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	上級土木技術者(トンネル・地下)コースB	(公社)土木学会	第2回	第86号
120	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	1級土木技術者(トンネル・地下)コースB	(公社)土木学会	第2回	第87号
121	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	コンクリート診断士	(公社)日本コンクリート工学会	第2回	第88号
122	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	主任点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第2回	第89号
123	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第2回	第90号

国土交通省登録技術者資格

(担当技術者)

(令和7年4月1日以降適用)

別紙3-2

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付と事業又は事務を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者 ※2				
124	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	インフラ調査士トンネル	(一社)日本非破壊検査工業会	第2回	第91号
125	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人岐阜大学	第2回	第92号
126	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	土木設計技士	(職訓)全国建設産業教育訓練協会	第2回	第93号
127	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	コンクリート構造診断士	(公社)プレストレストコンクリート工学会	第3回	第191号
128	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人愛媛大学	第3回	第192号
129	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	国立大学法人山口大学	第3回	第193号
130	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第3回	第194号
131	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	高速道路点検士(土木)	(公財)高速道路調査会	第4回	第226号
132	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第4回	第227号
133	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	ふくしまME(基礎)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第5回	第263号
134	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	ふくしまME(防災)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第6回	第293号
135	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	RCCM(トンネル)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第1回	第46号
136	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	上級土木技術者(トンネル・地下)コースB	(公社)土木学会	第2回	第94号
137	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	コンクリート診断士	(公社)日本コンクリート工学会	第2回	第95号
138	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	主任点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第2回	第96号
139	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第2回	第97号
140	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人岐阜大学	第2回	第98号
141	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	コンクリート構造診断士	(公社)プレストレストコンクリート工学会	第3回	第195号
142	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人愛媛大学	第3回	第196号
143	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	国立大学法人山口大学	第3回	第197号
144	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第3回	第198号
145	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第4回	第228号
146	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	ふくしまME(防災)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第6回	第294号
147	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	のり面施工管理技術者資格	(一社)全国特定法面保護協会	第5回	第264号
148	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	ふくしまME(基礎)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第5回	第265号
149	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	主任点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第5回	第266号
150	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第5回	第267号
151	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	RCCM(道路)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第5回	第268号
152	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	RCCM(地質)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第5回	第269号
153	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	RCCM(土質及び基礎)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第5回	第270号
154	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	RCCM(施工計画、施工設備及び積算)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第5回	第271号
155	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人岐阜大学	第6回	第295号
156	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	上級土木技術者(地盤・基礎)コースA	(公社)土木学会	第6回	第296号
157	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	上級土木技術者(地盤・基礎)コースB	(公社)土木学会	第6回	第297号
158	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	1級土木技術者(地盤・基礎)コースA	(公社)土木学会	第6回	第298号
159	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	1級土木技術者(地盤・基礎)コースB	(公社)土木学会	第6回	第299号
160	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	グラウンドアンカー施工士	(一社)日本アンカー協会	第6回	第300号
161	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	ふくしまME(防災)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第6回	第301号
162	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	のり面施工管理技術者資格	(一社)全国特定法面保護協会	第5回	第272号
163	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	主任点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第5回	第273号
164	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第5回	第274号

国土交通省登録技術者資格

(担当技術者)

(令和7年4月1日以降適用)

別紙3-2

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事務を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者 ※2				
165	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	RCCM(道路)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第5回	第275号
166	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	RCCM(地質)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第5回	第276号
167	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	RCCM(土質及び基礎)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第5回	第277号
168	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人岐阜大学	第6回	第302号
169	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	上級土木技術者(地盤・基礎)コースA	(公社)土木学会	第6回	第303号
170	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	上級土木技術者(地盤・基礎)コースB	(公社)土木学会	第6回	第304号
171	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	グラウンドアンカー施工士	(一社)日本アンカー協会	第6回	第305号
172	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	ふくしまME(防災)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第6回	第306号
173	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	点検	担当技術者	コンクリート構造診断士	(公社)プレストレストコンクリート工学会	第5回	第278号
174	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	点検	担当技術者	コンクリート診断士	(公社)日本コンクリート工学会	第5回	第279号
175	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	点検	担当技術者	RCCM(道路)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第5回	第280号
176	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	点検	担当技術者	RCCM(鋼構造及びコンクリート)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第5回	第281号
177	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	点検	担当技術者	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA	(公社)土木学会	第6回	第307号
178	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	点検	担当技術者	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB	(公社)土木学会	第6回	第308号
179	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	点検	担当技術者	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA	(公社)土木学会	第6回	第309号
180	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	点検	担当技術者	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB	(公社)土木学会	第6回	第310号
181	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	点検	担当技術者	ふくしまME(防災)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第6回	第311号
182	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	診断	担当技術者	コンクリート構造診断士	(公社)プレストレストコンクリート工学会	第5回	第282号
183	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	診断	担当技術者	コンクリート診断士	(公社)日本コンクリート工学会	第5回	第283号
184	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	診断	担当技術者	RCCM(道路)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第5回	第284号
185	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	診断	担当技術者	RCCM(鋼構造及びコンクリート)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第5回	第285号
186	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	診断	担当技術者	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA	(公社)土木学会	第6回	第312号
187	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	診断	担当技術者	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB	(公社)土木学会	第6回	第313号
188	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	診断	担当技術者	ふくしまME(防災)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第6回	第314号
189	(一)点検・診断等業務	舗装	点検	担当技術者	インフラ調査士 付帯施設	(一社)日本非破壊検査工業会	第4回	第229号
190	(一)点検・診断等業務	舗装	点検	担当技術者	主任点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第4回	第230号
191	(一)点検・診断等業務	舗装	点検	担当技術者	点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第4回	第231号
192	(一)点検・診断等業務	舗装	点検	担当技術者	舗装診断士	(一社)日本道路建設業協会	第4回	第232号
193	(一)点検・診断等業務	舗装	点検	担当技術者	RCCM(道路)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第4回	第233号
194	(一)点検・診断等業務	舗装	点検	担当技術者	ふくしまME(基礎)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第5回	第286号
195	(一)点検・診断等業務	舗装	点検	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人岐阜大学	第6回	第315号
196	(一)点検・診断等業務	舗装	点検	担当技術者	ふくしまME(保全)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第6回	第316号
197	(一)点検・診断等業務	舗装	診断	担当技術者	主任点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第4回	第234号
198	(一)点検・診断等業務	舗装	診断	担当技術者	点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第4回	第235号
199	(一)点検・診断等業務	舗装	診断	担当技術者	舗装診断士	(一社)日本道路建設業協会	第4回	第236号
200	(一)点検・診断等業務	舗装	診断	担当技術者	RCCM(道路)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第4回	第237号
201	(一)点検・診断等業務	舗装	診断	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人岐阜大学	第6回	第317号
202	(一)点検・診断等業務	舗装	診断	担当技術者	ふくしまME(保全)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第6回	第318号
203	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	点検	担当技術者	インフラ調査士 付帯施設	(一社)日本非破壊検査工業会	第4回	第238号
204	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	点検	担当技術者	主任点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第4回	第239号
205	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	点検	担当技術者	点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第4回	第240号

国土交通省登録技術者資格

(担当技術者)

(令和7年4月1日以降適用)

別紙3-2

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事務を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者 ※2				
206	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	点検	担当技術者	RCCM(施工計画、施工設備及び積算)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第4回	第241号
207	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	点検	担当技術者	道路標識点検診断士	(一社)全国道路標識・標示業協会	第5回	第287号
208	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	診断	担当技術者	主任点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第4回	第242号
209	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	診断	担当技術者	点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第4回	第243号
210	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	診断	担当技術者	RCCM(施工計画、施工設備及び積算)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第4回	第244号
211	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	診断	担当技術者	道路標識点検診断士	(一社)全国道路標識・標示業協会	第5回	第288号
212	(二)計画・調査・設計業務	港湾	調査(潜水)	担当技術者	港湾潜水技士1級	(一社)日本潜水協会	第2回	第156号
213	(二)計画・調査・設計業務	港湾	調査(潜水)	担当技術者	港湾潜水技士2級	(一社)日本潜水協会	第2回	第157号
214	(二)計画・調査・設計業務	港湾	調査(潜水)	担当技術者	港湾潜水技士3級	(一社)日本潜水協会	第2回	第158号
215	(二)計画・調査・設計業務	港湾	調査(潜水)	担当技術者	特別港湾潜水技士	(一社)日本潜水協会	第6回	第320号
216	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	橋梁AM点検士(道路部門)	(公財)青森県建設技術センター	第7回	第321号
217	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	橋梁AM点検士(道路部門)	(公財)青森県建設技術センター	第7回	第322号
218	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	橋梁AM点検士(道路部門)	(公財)青森県建設技術センター	第7回	第323号
219	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	橋梁AM点検士(道路部門)	(公財)青森県建設技術センター	第7回	第324号
220	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	特定道守(トンネル)	国立大学法人長崎大学	第7回	第325号
221	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	特定道守(トンネル)	国立大学法人長崎大学	第7回	第326号
222	(一)点検・診断等業務	堤防・河道	点検・診断	担当技術者	1級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第8回	第331号
223	(一)点検・診断等業務	堤防・河道	点検・診断	担当技術者	1級土木技術者(河川・流域)コースB	(公社)土木学会	第8回	第332号
224	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	上級土木技術者(メンテナンス)コースA	(公社)土木学会	第8回	第333号
225	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	1級土木技術者(メンテナンス)コースA	(公社)土木学会	第8回	第334号
226	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	木橋・総合診断士	(一社)木橋技術協会	第8回	第335号
227	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	橋梁診断技術者	独立行政法人国立高等専門学校機構	第8回	第336号
228	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	上級土木技術者(メンテナンス)コースA	(公社)土木学会	第8回	第337号
229	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	木橋・総合診断士	(一社)木橋技術協会	第8回	第338号
230	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	上級土木技術者(メンテナンス)コースA	(公社)土木学会	第8回	第339号
231	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	1級土木技術者(メンテナンス)コースA	(公社)土木学会	第8回	第340号
232	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	木橋・総合診断士	(一社)木橋技術協会	第8回	第341号
233	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	橋梁診断技術者	独立行政法人国立高等専門学校機構	第8回	第342号
234	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	上級土木技術者(メンテナンス)コースA	(公社)土木学会	第8回	第343号
235	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	木橋・総合診断士	(一社)木橋技術協会	第8回	第344号
236	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼・コンクリート以外の橋)	点検	担当技術者	木橋・総合診断士	(一社)木橋技術協会	第8回	第345号
237	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼・コンクリート以外の橋)	診断	担当技術者	木橋・総合診断士	(一社)木橋技術協会	第8回	第346号
238	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	上級土木技術者(メンテナンス)コースA	(公社)土木学会	第8回	第347号
239	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	1級土木技術者(メンテナンス)コースA	(公社)土木学会	第8回	第348号
240	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	上級土木技術者(メンテナンス)コースA	(公社)土木学会	第8回	第349号
241	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	建造物保全技術者(トンネル)	(一社)国際建造物保全技術協会	第9回	第354号
242	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	建造物保全上級技術者(トンネル)	(一社)国際建造物保全技術協会	第9回	第355号
243	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第9回	第356号
244	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第9回	第357号
245	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	点検	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第9回	第358号
246	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	診断	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第9回	第359号

国土交通省登録技術者資格
(担当技術者)

別紙3－2

(令和7年4月1日以降適用)

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事業を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者 ※2				
247	(一)点検・診断等業務	舗装	点検	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第9回	第360号
248	(一)点検・診断等業務	舗装	診断	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第9回	第361号
249	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	点検	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第9回	第362号
250	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	診断	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第9回	第363号
251	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼・コンクリート以外の橋)	点検	担当技術者	木橋診断士	(一社)木橋技術協会	第10回	第367号
252	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼・コンクリート以外の橋)	診断	担当技術者	木橋診断士	(一社)木橋技術協会	第10回	第368号
253	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	高速道路点検士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第369号
254	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第370号
255	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第371号
256	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	点検	担当技術者	高速道路点検士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第372号
257	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	点検	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第373号
258	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	診断	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第374号
259	(一)点検・診断等業務	舗装	点検	担当技術者	高速道路点検士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第375号
260	(一)点検・診断等業務	舗装	点検	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第376号
261	(一)点検・診断等業務	舗装	診断	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第377号
262	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	点検	担当技術者	高速道路点検士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第378号
263	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	点検	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第379号
264	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	点検	担当技術者	高速道路点検士(施設)	(公財)高速道路調査会	第10回	第380号
265	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	点検	担当技術者	高速道路点検診断士(施設)	(公財)高速道路調査会	第10回	第381号
266	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	診断	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第382号
267	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	診断	担当技術者	高速道路点検診断士(施設)	(公財)高速道路調査会	第10回	第383号
268	(二)計画・調査・設計業務	地籍調査	調査	担当技術者	地籍主任調査員資格(地籍調査部門)	(公社)全国国土調査協会	第10回	第387号
269	(一)点検・診断等業務	公園施設(樹木)	点検	担当技術者	樹木医	(一財)日本緑化センター	第11回	第390号
270	(一)点検・診断等業務	公園施設(樹木)	診断	担当技術者	樹木医	(一財)日本緑化センター	第11回	第391号
271	(二)計画・調査・設計業務	地籍調査	調査	担当技術者	地籍調査担い手技術者資格	(一社)日本国土調査測量協会	第11回	第396号

○ここに記載のある資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号)」に基づいて、技術者資格登録簿に登録された資格の一覧です。

- ※1:資格が対象とする区分
- :別表に掲げる施設分野等、業務及び知識・技術を求める者の区分
- ※2:知識・技術を求める者
- :配置可能な技術者(公共工事に関する調査及び設計に関する業務を行う者であって、一定以上の水準の知識及び技術を備えている必要性が高いもの)
- ※3:登録時期
- :(第1回)平成27年1月26日登録、(第2回)平成28年2月24日登録、(第3回)平成29年2月24日登録
(第4回)平成30年2月27日登録、(第5回)平成31年1月31日登録、(第6回)令和2年2月5日登録、(第7回)令和3年2月10日登録
(第8回)令和4年2月22日登録、(第9回)令和5年2月13日登録、(第10回)令和6年2月15日登録、(第11回)令和7年2月14日登録

下水道業務委託一般仕様書

第1章 総 則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象地域の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施工しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

1.9 提出書類

(1) 受注者は、業務の着手及び完了に当って、**発注者** の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表

(ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.10 管理技術者および技術者

(1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。

(3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.11 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果品の審査及び納品

(1) 受注者は、成果品完成後に**発注者** の審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、**発注者** の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、**発注者**，受注者協議の上、これを定める。

第2章 調査

2.1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係管公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2.2 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

2.3 地下埋設物調査

特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料を照合し、確認しなければならない。

2.4 公私道調査

道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

2.5 在来管調査

在来管調査は、2.3 地下埋設物調査で行う範囲を超える調査であり、管路、マンホール及びますの老朽度、堆積物の状況、破損の状態、構造、底高等現地作業を伴うものをいう。当該調査は別途形状する。

2.6 既設管調査

管路内調査は、TVカメラ調査又は潜行目視調査、劣化度調査図書に基づき管内にて管きょの劣化状況や堆積物等の有無を把握する調査であり、管きょの老朽度、堆積物の状況、破損の状態、構造、支障物件の状況等現地調査を伴うものをいう。TVカメラ調査又は潜行目視調査、劣化度調査は別途計上とする。

また、測量調査によって既設管きょ及びマンホールの諸元を確認しなければならない。

2.7 現場環境調査

道路状況、周辺状況を現地にて把握し、工事の実施における制約条件を確認しなければならない。

第3章 設計一般

3.1 打合せ

(1) 業務の実施に当って、受注者は**発注者**と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

(2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と**発注者**は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3.2 設計基準等

設計に当っては、**発注者** の指示する図書及び本仕様書第 8 章参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について**発注者** と協議の上、定めるものとする。

3.3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、**発注者** との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.5 事業計画図書の確認

受注者は、第 2 章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

3.6 参考資料の貸与

発注者 は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料、既設管資料、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続によって貸与する。

3.7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第 4 章 設計細則（基本設計）

4.1 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には、**発注者** の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図（ $S = 1/10,000 \sim 1/30,000$ ）は、地形図に設計区域又は設計区間を記入する。

(2) 区画割施設平面図

区画割施設平面図（ $S = 1/2,500$ ）は、事業計画において作成した区画割図面に基づいて枝線の区画割を行い、設計区域又は設計区間の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、区画の面積及び枝線・排水区又は処理区等の名称を記入すること。

(3) 縦断面図

縦断面図（ $S = \text{縦 } 1/100, \text{ 横 } 1/2,500$ ）は、区画割施設平面図と同一記号を用いて次の事項を記入すること。

管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、位置・形状、寸法等及び河川の現在と計画の底高、高水位並びに幹線、処理区等の名称を記入すること。

(4) 流量計算表

流量計算表は、事業計画において作成された流量表に基づいて、管きよの断面、勾配を決定し、起終点の管底高、地盤高、土被り、流入管記号を記入すること。

(5) 概略構造図

概略構造図（ $S = 1/50 \sim 1/100$ ）は、次の要領で作成する。

発注者 の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは、縦断面図と同一記号を用いて図面を作成する。

特殊なマンホール、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越等特に構造図を必要とするものについて概略の形状図を作成する。

4.2 概略工法検討

概略工法検討業務は、設計対象路線の管路布設工法（開削、推進、シールド）の選定を行うものである。ただし、個所別詳細な工法の検討は詳細設計で行うものとする。

4.3 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概略書を作成するものとし、その内容は、位置、設計の目的、調査・計画の概要、設計計画、概略工法検討等を集成するものとする。

第5章 設計細則（新設及び改築・詳細設計）

5.1 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には「発注者」の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図（ $S=1/10,000\sim 1/30,000$ ）は、地形図に施工箇所を記入する。

(2) 系統図

系統図（ $S=1/2,500$ ）は、地形図に設計区間を記入する。

(3) 平面図

平面図（ $S=1/500$ ）は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、マンホール及び立坑の位置・管きよの区間番号、形状、管径、勾配、区間距離及び管きよの名称等を記入する。

(4) 詳細平面図

詳細平面図（ $S=1/50\sim 1/100$ ）は主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等特に詳細図を必要とし、「発注者」が指示する場合に平面図及び横断面図を作成する。

(5) 縦断面図

縦断面図（ $S=$ 縦 $1/100$ ，横 $1/500$ ）は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、マンホールの種別及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管きよの位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称等を記入する。

(6) 横断面図

横断面図（ $S=1/50\sim 1/100$ ）は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、管底高及び必要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称又は横断位置の名称等を記入する。

(7) 構造図

構造図（ $S=1/10\sim 1/100$ ）は、次の要領で作成する。

「発注者」の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは、縦断面図と同一記号を用いて構造図を作成する。

特殊な布設構造図、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越、特殊な形状のマンホール及びます等特に構造図を必要とし、仕様書に明記されているもの。

(8) 仮設図

仮設図（ $S=1/10\sim 1/100$ ）は、次の要領で作成する。

仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。

設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床掘高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

5.2 各種計算

管きよ、管基礎、推進力及び構造計算、仮設計算、補助工法、耐震設計等の計算に当っては、「発注者」と十分打合せの上、計算方針を確認して行わなければならない。

5.3 数量計算

土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法、事前事後処理等材料別に数量を算出する。

5.4 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的・概要・位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

第6章 照査

6.1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

6.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

6.3 照査事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容について
- (2) 比較検討の方法及びその内容について
- (3) 設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について
- (4) 計算書（構造計算書、容量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等をいう。）について
- (5) 計算書と設計図の整合性について

第7章 提出図書

7.1 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。

7.2 実施設計関係提出図書（基本設計）

図書名	縮尺	形状寸法・提出部数
(1) 位置図	1/10,000～1/30,000	原図一式・白焼き 3部
(2) 区画割施設平面図	1/2,500	〃
(3) 縦断面図	縦 1/100, 横 1/2,500	〃
(4) 流量計算表		A 4 又は A 3 ・ 3部
(5) 概略構造図	1/10～1/100	原図一式・白焼き 3部
(6) 概略工法検討書		A 4 ・ 3部
(7) 報告書		〃
(8) 打合せ議事録		〃
(9) その他参考資料（地下埋設物調査資料他）		原稿一式

7.3 実施設計関係提出図書（詳細設計）

図書名	縮尺	形状寸法・提出部数
(1) 位置図	1/10,000～1/30,000	原図一式・白焼き 3部
(2) 系統図	1/2,000～1/3,000	〃
(3) 施設平面図	1/300～1/500	〃
(4) 詳細平面図	1/100～1/300	〃
(5) 縦断面図	縦 1/100, 横 1/300～1/500	〃
(6) 横断面図	1/50～1/100	〃
(7) 構造図	1/10～1/100	〃

(8) 仮設図	1/10～1/100	〃
(9) 水理計算書		A 4・3 部
(10) 構造計算書（耐震設計計算書を含む）		A 4 又は A 3・3 部
(11) 数量計算書		A 4・3 部
(12) 報告書		〃
(13) 特記仕様書		〃
(14) 打合せ議事録		〃
(15) その他の資料		原稿一式
設計に伴って収集・調査した資料及びその他申請等に関する資料		

第8章 参考図書

8.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 発注者 の下水道構造標準図
- (2) 発注者 の下水道設計基準
- (3) 発注者 の道路埋設標準定規
- (4) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (5) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (6) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (7) 下水道管路施設設計の手引き（日本下水道協会）
- (8) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (9) 下水道施設耐震計算例－管路施設編（日本下水道協会）
- (10) 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- (11) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（日本下水道協会）
- (12) 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- (13) 水理公式集（土木学会）
- (14) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (15) トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説（土木学会）
- (16) トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説（土木学会）
- (17) トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
- (18) 道路技術基準通達集（国土交通省）
- (19) 道路構造令の解説の運用（日本道路協会）
- (20) 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
- (21) 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
- (22) 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
- (23) 共同溝設計指針（日本道路協会）
- (24) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- (25) 水門鉄管技術基準（電力土木技術協会）
- (26) 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- (27) 港湾の施設の技術上の基準・同解説（日本港湾協会）

下水道業務委託特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「管路施設実施設計業務委託一般仕様書」の第1章 1.1 および 1.2 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記一般仕様書による。

2. 業務の対象

- (1) 名 称 : 浜田排水区浸水対策基本設計業務
- (2) 位 置 : 別途図面のとおり
- (3) 対象範囲 : 27.8ha
- (4) 設計条件項目

別紙設計条件項目表（参考）による。

浜田排水区浸水対策基本設計業務

設計条件項目表（参考）

第1章 目的

下関市富任町の浸水対策として、令和6年度 浜田排水区浸水対策検討業務にて浸水被害の軽減・解消を目的とした基本検討業務を実施し、既設主要水路からの新設バイパス函渠・既設水路改修の基本方針を策定した。

本業務は、過年度業務の基本方針に基づき、対象施設路線の測量調査を実施するとともに、新設バイパス函渠及び既設水路改修、施工方法等の検討を目的とした基本設計業務である。また、浸水対策案施設の浸水シミュレーション解析の効果検証も本業務に含む。

第2章 業務の対象

- (1) 名称 : 浜田排水区浸水対策基本設計業務
- (2) 位置 : (別紙図面のとおり)
- (3) 排水面積 : 約 27.8ha
(うち、基本設計対象面積：約 1.9ha)

第3章 業務内容

3.1. 実効性の確認

本業務を実施するにあたり、全体の実施方針を立案するとともに、業務の計画準備を行い、業務実施計画書を作成する。また、測量調査の実施に先立って現地調査を行い、作業計画書を作成する。なお、令和6年に実施した「浜田排水区浸水対策検討業務」における対策施設から施設諸元の変更が生じた場合は、「3.2 対策施設の効果確認」での検討結果を踏まえ、既往計画の見直しを行う。

3.2. 対策施設の効果確認

「3.3 管路基本設計」での結果を踏まえ、流出解析シミュレーションにより効果確認を行う。効果が得られないようであれば再度検討を行う。

3.3. 管路基本設計

設計に必要な現地踏査、資料収集等を行う。

3.4. 報告書作成

本業務で検討した内容及び各種図面を報告書に取りまとめる。

3.5. 審査・照査

実施設計の妥当性、各種計算書・設計図の適切性・整合性に関する審査・照査を行う。

3.6. 設計協議

初回・最終打合せおよび中間4回（基本設計3回、効果検証1回）の計6回とする。

3.7. 測量

函渠設計に必要となる測量調査を実施する。

位置図

業務対象箇所

